

控除余裕額又は控除限度額
を超える外国税額の計算に
関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名
	・	・	

第七号の二様式別表一（提出用）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の 控除 限度 額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の 控除 余 裕 額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
	国税の控除余裕額 ①-⑥ ⑦	円	
	道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧		
	市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨		
	計 ⑦+⑧+⑨ ⑩		
	当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑪

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額				
・	円	円		円	円		円	円		円	円		
・			円			円			円			円	
・													
・													
・													
・													
・													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲の額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳の額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪-(⑬+⑮+⑰)の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ㉒		⑬			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉔		⑮						道府県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉕		
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉖		⑰						市町村 民 税	⑱-㉓-㉕のうち ⑨に充てられる額 ㉗		
										計	㉓+㉕+㉗ ㉘		⑲

控除余裕額又は控除限度額
を超える外国税額の計算に
関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名
	・	・	

第七号の二様式別表一（控 用）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の 控除 限度 額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の 控除 余 裕 額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
	国税の控除余裕額 ①-⑥ ⑦	円	
	道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧		
	市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨		
	計 ⑦+⑧+⑨ ⑩		
	当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑪

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額				
・	円	円	/	円	円	/	円	円	/	円	円	/	
・			円			円			円			円	
・													
・													
・													
・													
・													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲の額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳の額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪-(⑬+⑮+⑰)の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ㉒		⑬			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉔		⑮						道府県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉕		
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉖		⑰						市町村 民 税	⑱-㉓-㉕のうち ⑨に充てられる額 ㉗		
		計	⑲+㉑+㉖ ㉘		⑰						計	㉓+㉕+㉗ ㉙	

第7号の2様式別表1記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。
- (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑫の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額</p>	